

令和7年第2回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第10号関係	令和7年度一般会計補正予算（第2号）について・・・・・・・・・・	1
議案第11号関係	令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について・・	3
議案第12号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条 例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・	7
認定第1号関係	令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合決算の概要について・・	15
認定第2号関係		

令和 7 年度一般会計補正予算（第 2 号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
2, 612, 858	24, 315	2, 637, 173

2 歳入歳出補正額総括表

[歳入] (千円)

科 目	補 正 額	節		説 明
		区 分	金 額	
(款)5 繰越金				
(項)1 繰越金				
(目)1 繰越金	24, 315	1 前年度繰越金	24, 315	前年度繰越金(①)
歳入補正額計	24, 315			

[歳出] (千円)

科 目	補正額	補正額の財源内訳		節		説 明
		特定財源	一般財源	区 分	金 額	
(款)3 民生費						
(項)1 社会福祉費						
(目)1 老人福祉費	24, 315	0	24, 315	22 償還金、 利子及び 割引料	24, 315	償還金(②)
歳出補正額計	24, 315	0	24, 315			

3 補正内容事項別説明

[歳入]

① 前年度繰越金

歳出補正における償還金(②)の財源として、令和6年度決算剰余金の一部を予算措置するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰越金	100,000	24,315	124,315

[歳出]

② 償還金

令和6年度に交付を受けた国からの調整交付金及び社会保障・税番号制度システム整備費等補助金について、交付額が所要額を上回り超過交付となったことから、この超過交付額を返還するために、償還金として必要な額の予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
22 償還金、利子及び割引料	1	24,315	24,316	0	24,315

[参考] 償還金内訳

(千円)

区 分		交付額 A	所要額 B	超過交付額 (A-B)
内 訳	調整交付金	298,365	276,565	21,800
	社会保障・税番号制度 システム整備費等補助金	8,517	6,001	2,516
	合 計			24,316

令和 7 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
1, 075, 175, 653	9, 423, 897	1, 084, 599, 550

2 歳入歳出補正額総括表

[歳入] (千円)

科 目	補 正 額	節		説 明
		区 分	金 額	
(款)1 市町村支出金 (項)1 市町村負担金 (目)2 療養給付費負担金	750, 037	2 過年度分	750, 037	療養給付費負担金過年度分 (①)
(款)3 県支出金 (項)1 県負担金 (目)2 高額医療費負担金	107, 714	2 過年度分	107, 714	高額医療費負担金過年度分 (②)
(款)9 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金	8, 566, 146	1 前年度繰越金	8, 566, 146	前年度繰越金 (③)
歳入補正額計	9, 423, 897			

[歳出] (千円)

科 目	補 正 額	補正額の財源内訳		節		説 明
		特定財源	一般財源	区 分	金 額	
(款)1 保険給付費 (項)1 療養諸費 (目)1 療養給付費	0	国県支出金 107, 714 その他 750, 037	△ 857, 751			財源更正 (④)
(款)8 諸支出金 (項)1 償還金及び 還付加算金等 (目)2 償還金	9, 423, 897	0	9, 423, 897	22 償還金、 利子及び 割引料	9, 423, 897	償還金 (⑤)
歳出補正額計	9, 423, 897	857, 751	8, 566, 146			

3 補正内容事項別説明

〔歳入〕

① 療養給付費負担金過年度分（市町村）

令和6年度療養給付費負担金（市町村）について、54市町村中28市町村において令和6年度に交付された額が所要額より少なかったため、当該不足額を令和7年度の歳入（療養給付費負担金過年度分）として受け入れる予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
2 過年度分	1	750,037	750,038

② 高額医療費負担金過年度分（県）

令和6年度療養給付費負担金（県）について、令和6年度の交付額が所要額より少なかったため、当該不足額を令和7年度の歳入（療養給付費負担金過年度分）として受け入れる予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
2 過年度分	1	107,714	107,715

③ 前年度繰越金

歳出補正における償還金（⑤）の財源として、令和6年度決算剰余金の一部を予算措置するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰越金	5,324,146	8,566,146	13,890,292

〔歳出〕

④ 財源更正

歳入予算の補正（①）及び（②）に伴い、保険給付費の財源更正を行うもの。

⑤ 償還金

令和6年度において、54市町村中26市町村からの療養給付費負担金、国からの療養給付費等負担金、調整交付金、災害臨時特例補助金、県からの療養給付費負担金並びに社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金について、交付された額が所要額を上回り超過交付となったこと並びに保険料等負担金について、1市において超過交付となったことから、これらの超過交付額を返還するために、償還金として必要な額の予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
22 償還金、利子及び割引料	1	9,423,897	9,423,898	0	9,423,897

〔参考〕 償還金内訳

(円)

区 分		交付額 A	所要額 B	超過交付額 (A－B)
内 訳	市町村療養給付費負担金 過年度分 (26 市町村分)	48, 271, 022, 000	46, 551, 212, 234	1, 719, 809, 766
	国療養給付費等負担金 過年度分	244, 409, 445, 044	238, 153, 070, 002	6, 256, 375, 042
	調整交付金 過年度分	67, 433, 930, 000	67, 385, 957, 000	47, 973, 000
	災害臨時特例補助金 過年度分	301, 000	228, 000	73, 000
	県療養給付費負担金 過年度分	78, 153, 280, 408	77, 251, 396, 500	901, 883, 908
	支払基金後期高齢者交付金 過年度分	409, 907, 468, 000	409, 409, 772, 280	497, 695, 720
	市町村保険料等負担金 過年度分 (1 市)			87, 450
合 計				9, 423, 897, 886 ＝9, 423, 898 千円

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び
愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

1 趣旨

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）」の改正を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講ずることとされた国家公務員の扱いに準ずるとともに、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）」の改正により部分休業に新たな取得形態が設けられ、その上限時間数を条例で定めることとされたこと等に伴い、広域連合の職員の仕事と生活の両立支援を図るため、関係条例の規定を整備するもの。

2 改正の概要

(1) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 17 号）の一部改正（第 1 条関係）

- ・妊娠、出産等についての申出をした職員に対する両立支援制度に関する情報提供・意向確認等の規定の新設。
- ・3 歳未満の子を養育する職員に対する両立支援制度に関する情報提供・意向確認等の規定の新設。
- ・その他、所要の規定の整備を行う。

(2) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 18 号）の一部改正（第 2 条関係）

- ・地方公務員の育児休業等に関する法律により、部分休業の取得形態について 1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内で勤務時間の全部又は一部について勤務しない形態が新たに設けられる等の改正がなされた。これに伴い、次に掲げる事項の改正を行う。

- ① 一年度当たりの上限時間数を常勤職員につき 77 時間 30 分とし、非常勤職員につき 1 日当たりの勤務時間に 10 を乗じて得た時間とする。
 - ② 現行の「1 日につき 2 時間を超えない範囲内」の部分休業に関して、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。
- ・その他、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和7年10月1日

4 経過措置

一 年度当たりの部分休業の上限時間数について、施行日から令和8年3月末までの半年間の上限を、常勤職員につき38時間45分の範囲内とし、非常勤職員につき1日当たりの勤務時間に5を乗じた時間の範囲内とする等

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照条文 目次

- 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第17号）（第1条関係）…………… 1
- 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）（第2条関係）…………… 3
- 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第17号）の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第15条の3 任命権者は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号。以下「育児休業条例」という。）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 育児休業条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>	

改正後	改正前
<u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第15条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等</u> <u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 （略） 3 （略） <u>第15条の5 （略）</u>	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 （略） 3 （略） <u>第15条の4 （略）</u>

○ 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日の日数_____を考慮して広域連合長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員 （第1号部分休業の承認） 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定により広域連合長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項_____並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員 （部分休業の承認） 第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。以下同じ。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定により広域連合長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15

条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定め

条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

る1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出をした時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

第19条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあつては、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和2年広域連合条例第1号）第13条に規定する勤務1時間当たりの報酬額）を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において

(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

第19条 職員が
部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあつては、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和2年広域連合条例第1号）第13条に規定する勤務1時間当たりの報酬額）を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第13条の規定は、部分休業について

準用する育児休業法第5条第2項の条例
で定める事由は、職員が第3項変更をした
ときとする。

準用する。

令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合決算の概要について

1 決算の概要

(1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金、国庫補助金等、歳出の主なものは、広域連合の組織運営に必要な経常的な経費及び後期高齢者医療制度の実施に係る事務的経費等である。

歳入総額は2,653,385,849円、歳出総額は2,392,251,800円で、歳入歳出差引額は261,134,049円であった。

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、市町村が徴収した保険料、国、県及び市町村からの療養給付費の負担金、国からの調整交付金、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金（支払基金交付金）等、歳出の主なものは、保険給付に係る経費、保健事業に係る経費等である。

歳入総額は1,047,955,225,879円、歳出総額は1,016,637,664,283円で、歳入歳出差引額は31,317,561,596円であった。

(総括表)

(円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引額 A-B
一 般 会 計	2,653,385,849	2,392,251,800	261,134,049
後期高齢者医療特別会計	1,047,955,225,879	1,016,637,664,283	31,317,561,596
合 計	1,050,608,611,728	1,019,029,916,083	31,578,695,645

2 決算の内訳

(1) 一般会計決算について

○ 歳入

区 分	予算現額 A		決算額 B		差 引 額	執行率	令和5年度
	金 額	構成比	金 額	構成比	B-A	B/A×100	執行率
	円	%	円	%	円	%	%
1 分担金及び負担金	2,047,297,000	81.24	2,047,297,000	77.16	0	100.00	100.00
2 国庫支出金	205,947,000	8.17	341,591,000	12.87	135,644,000	165.86	130.51
3 寄附金	1,000	0.00	0	0.00	△ 1,000	0.00	0.00
4 繰入金	1,000	0.00	0	0.00	△ 1,000	0.00	0.00
5 繰越金	260,884,000	10.35	260,884,805	9.83	805	100.00	100.00
6 諸収入	6,064,000	0.24	3,613,044	0.14	△ 2,450,956	59.58	111.05
合 計	2,520,194,000	100.00	2,653,385,849	100.00	133,191,849	105.28	102.62

第1款 分担金及び負担金

収入額は2,047,297,000円で、予算と同額であった。内容は、広域連合構成市町村からの事務費負担金である。

第2款 国庫支出金

収入額は341,591,000円で、予算を135,644,000円上回った。内容は後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金のうち、一般会計の費用の財源に充当したものである。

第3款 寄附金

予算1,000円に対して、寄附がなかったため、収入額は0円であった。

第4款 繰入金

予算1,000円に対して、繰入がなかったため、収入額は0円であった。

第5款 繰越金

収入額は260,884,805円で、予算を805円上回った。内容は令和5年度決算の歳入歳出差引残額を歳入として受け入れたものである。

第6款 諸収入

収入額は3,613,044円で、予算を2,450,956円下回った。内訳は、預金利子が345,138円上回ったが、雑入が2,796,094円下回ったものである。

○ 歳出

区 分	予算現額 A		決算額 B		不用額 A-B	執行率 B/A×100	令和5年度 執行率
	金 額	構成比	金 額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 議会費	4,229,000	0.17	3,788,122	0.16	440,878	89.57	87.03
2 総務費	1,401,992,000	55.63	1,347,494,479	56.33	54,497,521	96.11	89.85
3 民生費	1,112,972,000	44.16	1,040,969,199	43.51	72,002,801	93.53	89.57
4 公債費	1,000	0.00	0	0.00	1,000	0.00	0.00
5 予備費	1,000,000	0.04	0	0.00	1,000,000	0.00	0.00
合 計	2,520,194,000	100.00	2,392,251,800	100.00	127,942,200	94.92	89.65

第1款 議会費

支出額は3,788,122円で、不用額は440,878円、予算に対する執行率は89.57%であった。支出額の主なものは、使用料及び賃借料1,791,625円、報酬1,617,000円、旅費248,725円である。

不用額の主なものは、使用料及び賃借料218,375円、報酬116,000円である。

第2款 総務費

支出額は1,347,494,479円で、不用額は54,497,521円、予算に対する執行率は96.11%であった。支出額の主なものは、一般管理費における委託料522,033,701円、負担金、補助及び交付金434,877,617円、使用料及び賃借料223,345,789円である。

不用額の主なものは、一般管理費における委託料34,813,299円、負担金、補助及び交付金11,210,383円、職員手当等2,848,780円である。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
職員人件費	23,313,000	20,111,243	3,201,757	86.27
一般管理事務費	555,718,000	539,944,159	15,773,841	97.16
啓発費	12,681,000	7,875,293	4,805,707	62.10
電算システム維持管理費	810,014,000	779,367,860	30,646,140	96.22
選挙管理委員会事務費	38,000	0	38,000	0.00
監査委員事務費	228,000	195,924	32,076	85.93
合 計	1,401,992,000	1,347,494,479	54,497,521	96.11

第3款 民生費

支出額は 1,040,969,199 円で、不用額は 72,002,801 円、予算に対する執行率は 93.53%であった。支出額の主なものは、委託料 616,663,562 円、役務費 355,716,035 円である。

不用額の主なものは、委託料 54,454,438 円、負担金、補助及び交付金 16,255,772 円である。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
老人福祉一般管理費	62,712,000	49,487,489	13,224,511	78.91
資格賦課管理費	169,422,000	145,728,066	23,693,934	86.01
給付管理費	877,299,000	842,483,138	34,815,862	96.03
後期高齢者医療 特別会計繰出金	866,000	597,506	268,494	69.00
償還金	2,673,000	2,673,000	0	100.00
合 計	1,112,972,000	1,040,969,199	72,002,801	93.53

第4款 公債費

一時借入がなかったため、全額が不用額であった。

第5款 予備費

予備費の充用がなかったため、全額が不用額であった。

(2) 後期高齢者医療特別会計決算について

○ 歳入

区 分	予算現額 A		決算額 B		差 引 額 B-A	執行率 B/A×100	令和5年度 執行率
	金額	構成比	金額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 市町村支出金	214,434,862,000	20.48	215,394,168,770	20.55	959,306,770	100.45	99.12
2 国庫支出金	307,073,116,000	29.32	312,118,499,794	29.78	5,045,383,794	101.64	102.67
3 県支出金	86,798,439,000	8.29	85,870,420,609	8.19	△ 928,018,391	98.93	99.33
4 支払基金交付金	414,562,005,000	39.59	409,907,468,000	39.12	△ 4,654,537,000	98.88	99.66
5 特別高額医療費共済事業交付金	821,961,000	0.08	823,177,100	0.08	1,216,100	100.15	115.72
6 財産収入	1,207,000	0.00	1,206,850	0.00	△ 150	99.99	96.60
7 寄附金	1,000	0.00	0	0.00	△ 1,000	0.00	0.00
8 繰入金	900,866,000	0.08	900,597,506	0.09	△ 268,494	99.97	46.68
9 繰越金	21,446,825,000	2.05	21,446,825,672	2.05	672	100.00	100.00
10 県財政安定化基金借入金	1,000	0.00	0	0.00	△ 1,000	0.00	0.00
11 諸収入	1,166,375,000	0.11	1,492,861,578	0.14	326,486,578	127.99	108.87
合 計	1,047,205,658,000	100.00	1,047,955,225,879	100.00	749,567,879	100.07	100.43

第1款 市町村支出金

収入額は215,394,168,770円で、予算を959,306,770円上回った。これは、療養給付費負担金が474,953,552円、保険基盤安定負担金が281,956,135円下回ったが、保険料負担金が1,716,216,457円上回ったためである。

第2款 国庫支出金

収入額は312,118,499,794円で、予算を5,045,383,794円上回った。これは主に、調整交付金が3,935,891,000円、療養給付費負担金が2,029,913,435円上回ったためである。

第3款 県支出金

収入額は85,870,420,609円で、予算を928,018,391円下回った。これは、療養給付費負担金が542,841,000円、高額医療費負担金が385,177,391円予算を下回ったためである。

第4款 支払基金交付金

収入額は409,907,468,000円で、予算を4,654,537,000円下回った。内容は、社会保険診療報酬支払基金から交付される後期高齢者交付金である。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金

収入額は823,177,100円で、予算を1,216,100円上回った。内容は、国民健康保険中央会から交付される特別高額医療費共同事業交付金である。

第6款 財産収入

収入額は1,206,850円で予算を150円下回った。内容は財政調整基金の運用による収入である。

第7款 寄附金

予算1,000円に対して、寄附がなかったため、収入額は0円であった。

第8款 繰入金

収入額は900,597,506円で、予算を268,494円下回った。内容は、一般会計及び財政調整基金からの繰入金である。

第9款 繰越金

収入額は21,446,825,672円で、予算を672円上回った。内容は、前年度繰越金を歳入として受入れたものである。

第10款 県財政安定化基金借入金

予算1,000円に対して、県財政安定化基金から借入れがなかったため、収入額は0円であった。

第11款 諸収入

収入額は1,492,861,578円で、予算を326,486,578円上回った。主に返納金が159,061,181円上回ったものである。

なお、不納欠損額が3,824,818円あり、これは、療養給付費にかかる返納金のうち、時効の完成により債権が消滅したものである。

また、収入未済額は16,864,328円あり、内容は、第三者納付金及び療養給付費に係る返納金として調定した歳入のうち、令和6年度中に収入されなかったものである。

○ 歳出

区 分	予算現額 A		決算額 B		翌年度 繰越額 C	不用額 A-B-C	執行率 B/A×100	令和5年度 執行率
	金額	構成比	金額	構成比				
	円	%	円	%	円	円	%	%
1 保険給付費	1,021,607,192,000	97.56	1,006,004,073,885	98.96	—	15,603,118,115	98.47	99.62
2 県財政安定化 基金拠出金	425,302,000	0.04	425,301,855	0.04	—	145	99.99	99.99
3 特別高額医療費 共同事業拠出金	783,277,000	0.07	646,686,414	0.06	—	136,590,586	82.56	90.11
4 支払基金拠出金	720,383,000	0.07	720,381,063	0.07	—	1,937	99.99	—
5 保健事業費	5,140,721,000	0.49	4,595,371,695	0.45	—	545,349,305	89.39	93.10
6 基金積立金	1,208,000	0.00	1,206,850	0.00	—	1,150	99.90	96.60
7 公債費	28,639,000	0.00	0	0.00	—	28,639,000	0.00	0.00
8 諸支出金	4,276,549,000	0.41	4,244,642,521	0.42	—	31,906,479	99.25	99.99
9 予備費	14,222,387,000	1.36	0	0.00	—	14,222,387,000	0.00	0.00
合 計	1,047,205,658,000	100.00	1,016,637,664,283	100.00	—	30,567,993,717	97.08	98.32

第1款 保険給付費

支出額は1,006,004,073,885円で、不用額は15,603,118,115円、予算に対する執行率は98.47%であった。

支出額の内訳は、下記のとおりである。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
療養給付費	923,131,902,000	907,706,080,609	15,425,821,391	98.33
訪問看護療養費	26,219,496,000	26,219,495,702	298	99.99
特別療養費	1,000	0	1,000	0.00
移送費	213,000	213,000	0	100.00
審査支払手数料	1,951,702,000	1,902,463,113	49,238,887	97.48
高額療養費	65,835,872,000	65,835,074,589	797,411	99.99
高額介護合算療養費	1,264,115,000	1,152,786,813	111,328,187	91.19
葬祭費	3,203,400,000	3,187,950,000	15,450,000	99.52
傷病手当金	491,000	10,059	480,941	2.05
合 計	1,021,607,192,000	1,006,004,073,885	15,603,118,115	98.47

第2款 県財政安定化基金拠出金

支出額は425,301,855円で、不用額は145円、予算に対する執行率は99.99%であった。内容は、愛知県が設置する財政安定化基金への拠出金である。

第3款 特別高額医療費共同事業拠出金

支出額は646,686,414円で、不用額は136,590,586円、予算に対する執行率は82.56%であった。内容は、国民健康保険中央会が運営する特別高額医療費共同事業への拠出金である。

第4款 支払基金拠出金

支出額は720,381,063円で、不用額は1,937円、予算に対する執行率は99.99%であった。内容は、出産育児一時金に要する費用の一部を支援する出産育児支援金である。

第5款 保健事業費

支出額は4,595,371,695円で、不用額は545,349,305円、予算に対する執行率は89.39%であった。内容は構成市町村への健康診査事業委託料及び高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る事業の委託料である。

第6款 基金積立金

支出額は1,206,850円で、不用額は1,150円、予算に対する執行率は99.99%であった。内容は、財政調整基金の運用収益（利子）を基金に積み立てるものである。

第7款 公債費

一時借入がなかったため、全額が不用額であった。

第8款 諸支出金

支出額は4,244,642,521円で、不用額は31,906,479円、予算に対する執行率は99.25%であった。内容は、国庫支出金等の超過交付額に係る償還金及び被保険者に対する保険料還付金等である。

第9款 予備費

予備費の充用がなかったため、全額が不用額であった。